

令和3年7月7日
四国電力株式会社
四国電力送配電株式会社

屋外業務等における社員のマスクの着脱について

四国電力株式会社および四国電力送配電株式会社では、電力の安定供給維持のため、様々な新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じており、その一例として、就業中はマスクの着用を徹底することとしております。

一方で、令和3年6月25日に政府から発表された「新しい生活様式下における熱中症対策について」においては、夏季の高温や多湿の環境下でのマスクの着用は、熱中症のリスクを高めるおそれがあると指摘されています。

このため、両社では、従業員の熱中症を予防する観点から、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクを外して業務を行うことを認めております。

お客さまには、何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上